

「さいたまふるさと館」運営管理規約

平成18年10月31日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、さいたまふるさと館(以下「館」という。)の運営管理について、必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 さいたまふるさと館
- (2) 所在地 さいたま市浦和区高砂2丁目5番地15号

第2章 管理

(管理の分掌)

第3条 館の管理は、さいたま商工会議所 専務理事があたる。

2 専務理事は、各階ごとに管理責任者を定めなければならない。

(管理人)

第4条 さいたま商工会議所(以下「商工会議所」という。)は、館の管理に従事させるため、管理人を置くことができる。

(管理業務の委託)

第5条 商工会議所は、必要に応じて、館の管理業務の一部について、専門的技能を有する者その他の者に委託することができる。

(会館の開閉)

第6条 館の開閉、休館等の日時は、次のとおりとする。

開館 午前9時00分

閉館 午後5時30分

休館 月曜日、8月12日から8月16日、年末年始(12月28日から1月4日)

2 専務理事は、前項に定める休館日のほか、館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

3 事情により、第1項に定める日時外に開閉する必要があるときは、あらかじめ産業企画課に申し出て、専務理事の承認を得なければならない。

第3章 ふれあいギャラリー又はふれあい研修室の使用

(ギャラリー又は研修室の使用)

第7条 商工会議所は、ふれあいギャラリー(以下「ギャラリー」という)又はふれあい研修室(以下「研修室」という)を一般の使用に供することができる。

(手続き)

第8条 ギャラリー又は研修室の使用を希望する者は、様式第1号により、さいたまふるさと館にて申し込むものとする。

2 商工会議所は、前項の承認に、館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の禁止・制限)

第9条 商工会議所は、申請内容が次の各号の1に該当する場合には、使用を禁止・制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがある場合
- (2) 危険物を使用し、災害発生のおそれがある場合
- (3) その他、専務理事が適当でないと認めた場合

(使用料の納付)

第10条 ギャラリー又は研修室を使用する者(以下「使用者」という。)は、さいたま商工会議所に対し、別表に定める使用料を前納(申込時に一括納付)しなければならない。

2 既に納入した使用料は返還しない。

(使用料の減免)

第11条 商工会議所は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用承認の取消し)

第12条 商工会議所は、使用を承認した後に、第9条の各号に該当すると認められた場合は、使用の承認を取消すものとする。

2 前項の場合、一度納付した使用料は全額返還する。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、ギャラリー又は研修室の設備、器具及び備品(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失しないように注意するとともに、商工会議所の指示に従わなければならない。

2 使用者は、ギャラリー又は研修室の使用を終了したときは、その使用したギャラリー又は研修室を原状に回復しなければならない。

3 使用者で施設等に損害を生じさせた者は、商工会議所が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(書面による意思表示)

第14条 この規約の条項により商工会議所又はその委託を受けた管理人がなすべき通知又は承諾は、すべて書面によらなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、館の運営管理について必要な事項は、その都度専務理事が定める。

附 則

この規約は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

(ギャラリーまたは研修室の使用)

- 1 第7条について「文化・芸術」に興味のある市民を対象として行う講座等の活動場所として研修室を使用する者は、成果物の展示として2階ギャラリーの利用、1階プロジェクターの利用、ふるさと館ホームページでのPR、また1階展示ケースでの販売をすることができる。使用を希望する者は、様式第2号により、さいたまふるさと館にて申込むものとする。
- 2 利用料金は規定の3階研修室貸出料とする。
- 3 2階ギャラリーの利用については、空いている期間に限る。
- 4 1階プロジェクターの利用ならびにふるさと館ホームページでのPRを希望する者は、データ等を申込より1週間以内にさいたまふるさと館に提出しなければならない。
- 5 1階展示ケースでの販売を希望する者は、総売上げの5%をさいたまふるさと館に支払うことに同意した者に限る。また販売期間は協議のうえ決定することができる。
- 6 受講料については使用者(主催者)が定める額とする。
- 7 講座等の申込先は使用者(主催者)とする。

(実施の時期)

- 1 第7条(ギャラリーまたは研修室の使用)の改正規約は、平成20年4月1日から実施する。

別表

申込受付

《ふれあいギャラリー》

受付日の午前8時40分までに、館の1Fにお越しいただき、「抽選」の申込受付を行います。

午前9時から抽選結果の順位に従って、利用を希望する期間（火曜日～日曜日）を選んでいただきます。

抽選に参加できる方は、1主催者につき1催物に限ります。

利用が決まった方は、申込書（様式第1号）に所定事項をご記入下さい。

利用料金は、申込時に一括してお支払いただきます。

上記以外での申込は随時受付けています。

《ふれあい研修室》

仮予約申込開始日 利用日の3ヶ月前の月の初日から

本予約申込期限 仮予約後1週間以内

仮予約後1週間以内に本申込がない場合は、当該仮予約は無効となります。

利用料金は、申込時に一括してお支払いただきます。

利用期間及び利用時間

《ふれあいギャラリー》

利用期間：6日間（火曜日～日曜日）

利用時間：10：00～17：00（準備片付時間を含む）

休館日：毎週月曜日/年末年始（12月28日～1月5日）

《ふれあい研修室》

利用期間：6日間（火曜日～日曜日）

利用時間：10：00～17：00（準備片付時間を含む）

休館日：毎週月曜日/年末年始（12月28日～1月5日）

利用料金

《ふれあいギャラリー》

6日間（火曜日～日曜日）で50,000円です。

特別割引 当館運営に積極的な協力をする者、当館運営に協賛（物品又は金銭）する者、小・中・高校生の展示・発表については、一定の割引料金が適用されます。

販売行為を主とする展示、企業の商品PR展示は別途料金となります。

当館との共催事業については、別途の取扱いとなります。

《ふれあい研修室》

貸出区分は午前、午後、全日とします。それぞれ6,000円、8,000円、14,000円です。

ただし、2Fギャラリーと併せて使用される場合、それが展示としての利用である場合、別途料金となります。

キャンセル料金

《ふれあいギャラリー》

14日～2日前まで	利用料金の30%
前日まで	利用料金の50%
当日	利用料金の80%

《ふれあい研修室》

14日～2日前まで	利用料金の30%
前日まで	利用料金の50%
当日	利用料金の80%

利用制限《ギャラリー・研修室共通》

次のからの場合、施設を利用することができません。

公安または風紀を乱したとき。法律に違反する恐れがあるとき。

政治・宗教目的のために使用するとき。

喧騒で他に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。

その他当所が施設の使用を不相当と認めたとき。

ご利用が申込書記載内容と異なるとき、その他当所において館の運営に支障があると認めたときは、ご使用中であってもその使用を中止させていただきます。

当所は制限理由を明示する義務を負いません。

注意事項《ギャラリー・研修室共通》

施設を利用される方は、次の事項を遵守下さい。

使用時間には、準備と撤去の作業時間も含まれます。机・椅子を使用した後は、原状復帰をお願いします。

館には駐車場がありませんので、お車での来館はご遠慮下さい。

館の諸設備、造作、備品等その他の物品を汚損、破損されたときは、その費用を全額負担し、修繕していただきます。

柱・壁等に張り紙をしないで下さい。

会場で使用するために搬入した物品の保全是各自で行って下さい。盗難、汚損、破損その他について、当所では責任を負いかねます。

火気には十分ご注意いただき、喫煙は指定場所をお願い致します。